

月報私学2

2018
Vol.242



認定向山こども園は、1956年創立の向山幼稚園から移行した認定こども園です。仙台駅から直線で3キロメートルという立地でありながら、2万平方メートルという敷地を有し、豊かな自然の中で自主性を最大限に尊重した幼児教育を実践しています。季節ごとに園庭を改造し、こどもの「やりたい!」という気持ちを出発点とした幼児教育の原点を今後も大切に、新しい時代に向かっていきます。

写真提供：学校法人 仙台こひつじ学園（宮城県仙台市）

CONTENTS

●平成28年度決算集計からみた大学・短期大学・高等学校の財務状況	2
●平成29年度 私学リーダーズセミナーの報告	5
●事業団資金で明日を拓く	6
●就任のあいさつ 理事 谷地 明弘	8
●任意継続加入者制度のご案内	9
●資格取得・資格喪失報告書の事前受付	10
●私学共済制度の加入者資格／ マイナンバー制度における情報連携の開始予定時期〔年金等給付事業〕	11
●無効の加入者証等の回収と返納のお願い／ 平成28年熊本地震で被災した方へ 災害見舞金等の請求はお済みですか／ 貸付金にかかる退職時の退職手当等からの控除	12
●特定健康診査（事業主健診等）の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い	13
●I N F O R M A T I O N	14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成28年度決算集計からみた
大学・短期大学・高等学校の財務状況

私学事業団では、「平成29年度学校法人基礎調査」を基に28年度決算データを集計した『平成29年度版 今日私学財政（大学・短期大学編）』と『平成29年度版 今日私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』のCD・ROMを作成し、調査にご協力いただいた各学校法人に送付しました。

今回は、集計データに基づき、事業活動収支計算書から事業活動収支差額比率について、貸借対照表から運用資産と要積立額について分析します。

法人種別の事業活動収支差額比率（表1）

事業活動収支差額比率とは、事業活動収入から事業活動支出を差し引いた基本金組入前当年度収支差額の事業活動収入に対する割合です。表1・2の26年度以前のデータは、帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額の比率を掲載しています。同比率のプラス幅が大きくなるほど自己資本の充実につながることから、経営の健全化のためには、同比率がプラスの状態を継続していくことが重要です。反対に、同比率がマイナスに転じた場合は、当年度の事業活動収入で事業活動支出を賄うことができず、自己資本を取り崩

すこととなります。その要因が臨時的な場合は別として、この状況が長期間続くと経営にも影響を及ぼし、資金繰りに支障を来す可能性もあります。このように事業活動収支差額比率は、学校法人の収支状況を端的に表したものとと言えます。

大学法人

大学法人全体の事業活動収支差額比率は、27年度の4・4％から4・7％へ上昇しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、548法人のうち216法人で、その割合は39・4％となり、27年度の36・1％から上昇しています。

また、同比率がマイナス20％未満の法人数は、34法人で27年度と同数です。

短期大学法人

短期大学法人全体の事業活動収支差額比率は、27年度のマイナス0・2％から7・0％へ上昇しています。

これは、個別の学校法人で合併による施設設備の受け入れに伴う多額の収入が発生したことが主な要因と考えられます。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、109法人のうち38法人で、

その割合は34・9％となり、27年度の41・3％から下降しています。そのうち、同比率がマイナス20％未満の法人

数は、27年度の4法人から5法人に増加しています。

表1 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合（法人別）

大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数	割合【％】	法人数	割合【％】
24年度	539	5,940,168	5,629,027	311,141	5.2	188	34.9	42	7.8
25	543	6,069,106	5,705,419	363,687	6.0	173	31.9	33	6.1
26	544	6,107,680	5,712,572	395,108	6.5	178	32.7	40	7.4
27	548	6,299,130	6,019,394	279,736	4.4	198	36.1	34	6.2
28	548	6,385,813	6,087,439	298,375	4.7	216	39.4	34	6.2

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

短期大学法人

区分	集計法人数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数	割合【％】	法人数	割合【％】
24年度	113	164,737	159,148	5,589	3.4	44	38.9	8	7.1
25	114	168,238	170,224	△1,986	△1.2	43	37.7	9	7.9
26	112	169,102	161,726	7,376	4.4	46	41.1	11	9.8
27	109	163,860	164,182	△322	△0.2	45	41.3	4	3.7
28	109	178,394	165,962	12,433	7.0	38	34.9	5	4.6

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

高等学校法人

区分	集計法人数	事業活動収入計 (A)【百万円】	事業活動支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【％】	事業活動収支差額比率がマイナス（0％未満） （うち△20％未満）			
						法人数	割合【％】	法人数	割合【％】
24年度	666	786,192	736,396	49,796	6.3	246	36.9	33	5.0
25	677	791,602	751,947	39,655	5.0	268	39.6	39	5.8
26	681	821,727	767,716	54,011	6.6	269	39.5	38	5.6
27	684	840,035	781,639	58,396	7.0	281	41.1	42	6.1
28	695	832,654	799,729	32,924	4.0	285	41.0	40	5.8

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とする。

高等学校法人

高等学校法人全体の事業活動収支差額比率は、27年度の7・0％から4・0％へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている法人数は、695法人のうち285法人で、その割合は41・0％となり、27年度とほぼ同水準です。

また、同比率がマイナス20％未満の法人数は、27年度の42法人から40法人に減少しています。

学校種別の事業活動収支差額比率(表2)

大学

大学全体の事業活動収支状況は、事業活動収入・事業活動支出ともに27年度と同水準であり、その結果、事業活動収支差額比率も、27年度とほぼ同じ3・3％となっています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、590校のうち232校で、その割合は39・3％となり、27年度の40・8％から下降しています。

また、同比率がマイナス20％未満の学校数も27年度の89校から84校に減少しています。

短期大学

短期大学全体の事業活動収支差額比率は、27年度のマイナス3・2％からマイナス0・3％に上昇しています。次に同比率がマイナスとなっている

学校数は、321校のうち173校で、その割合は53・9％となり、27年度の56・8％から下降しています。

また、同比率がマイナス20％未満の学校数も27年度の76校から68校に減少しています。

高等学校

高等学校全体の事業活動収支差額比率は、27年度の5・3％から4・1％へ下降しています。

次に同比率がマイナスとなっている学校数は、1310校のうち527校で、その割合は40・2％となり、27年度の42・2％から下降しました。そのうち、同比率がマイナス20％未満の学校数は、27年度の120校から125校に増加しています。

運用資産と要積立額(表3)

貸借対照表から、学校法人が本来積み立てておくべき減価償却累計額や退職給与引当金等の金額(要積立額)とそれに対応した特定資産や現金預金、有価証券などの運用資産の保有状況を分析します。

学校法人の安定的な経営のためには、施設・設備の拡充・更新や、教職員等の退職金の支払い及び奨学金の支払い等の将来的に必要な資金需要(要積立額)に対して、十分な運用資産を保有していることが望ましいと考

えられます。しかし、事業活動収支差額がマイナスの状況が続く等の要因で資金的な余

裕がなくなると、要積立額に対応する運用資産を十分に保有できない状況や、運用資産の一部を取り崩して支払

表2 事業活動収支差額比率及びマイナスの割合(学校別)
大学

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
24年度	588	3,294,579	3,092,060	202,519	6.1	208	35.4	91	15.5
25	591	3,315,646	3,137,069	178,577	5.4	215	36.4	83	14.0
26	592	3,323,374	3,144,999	178,375	5.4	219	37.0	88	14.9
27	596	3,353,984	3,237,051	116,933	3.5	243	40.8	89	14.9
28	590	3,365,428	3,254,390	111,038	3.3	232	39.3	84	14.2

※大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての大学部門とする。

短期大学

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
24年度	335	193,970	198,493	△4,523	△2.3	189	56.4	89	26.6
25	337	196,107	199,608	△3,501	△1.8	170	50.4	83	24.6
26	333	194,110	193,897	213	0.1	187	56.2	86	25.8
27	324	187,522	193,439	△5,917	△3.2	184	56.8	76	23.5
28	321	183,776	184,242	△466	△0.3	173	53.9	68	21.2

※短期大学…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての短期大学部門とする。

高等学校

区分	集計 学校数	事業活動 収入計 (A)【百万円】	事業活動 支出計 (B)【百万円】	基本金組入前 当年度収支差額 (C=A-B)【百万円】	事業活動収支 差額比率 (C/A)【%】	事業活動収支差額比率がマイナス(0%未満)			
						(うち△20%未満)			
						学校数	割合【%】	学校数	割合【%】
24年度	1,266	1,017,333	989,881	27,452	2.7	546	43.1	109	8.6
25	1,286	1,038,394	1,010,872	27,522	2.7	553	43.0	128	10.0
26	1,288	1,084,830	1,029,410	55,420	5.1	521	40.5	117	9.1
27	1,290	1,096,217	1,037,722	58,495	5.3	544	42.2	120	9.3
28	1,310	1,109,178	1,063,652	45,525	4.1	527	40.2	125	9.5

※高等学校…学校法人会計基準第13条及び第24条の規定による会計単位としての高等学校部門とする。

いに充てている状況になり、本来保有しておくべき金額に不足が生じることになります。

大学法人

大学法人では、運用資産、要積立額ともに増加しています。収支状況は改善しているものの、一方で減価償却累計額や退職給与引当金等の要積立額も増加しており、結果的には27年度に比べて積立不足額は増加しています。

短期大学法人

短期大学法人では、運用資産の増加に対して、要積立額の増加が上回った結果、27年度に比べて積立不足額は増加しています。

高等学校法人

高等学校法人では、運用資産が増加している一方、要積立額が減少しています。

要積立額が減少した要因は、主に施設の減価償却累計額の減少を受けたものであり、その結果、27年度に比べて積立不足額が減少しています。

まとめ

事業活動収支差額比率は学校法人の収支状況を端的に表します。事業活動収支差額のマイナス分を補うために内部留保の資産を取り崩す状況が続け

ば、施設の建て替えや設備等の更新計画の遅れにつながることも考えられます。減価償却累計額が年々増加している点も、施設・設備等の更新計画を策定する上での懸念材料です。

過去から蓄積してきた運用資産は、この厳しい経営環境を乗り切るための貴重な財源です。施設設備の拡充・更新計画や奨学金の創設等を盛り込んだ各学校法人の中長期計画に基づいて運用資産の蓄積目標を定め、資産運用を行う場合には使途目的になった運用計画に従って行うことが重要です。学校法人においては、これまで以上に教育内容の充実・特色化を図るとともに、安定的な経営基盤を維持して、学校経営を行っていく必要があります。

今後もし理事長や学長・校長のリーダーシップの下で、教職員全体で情報を共有し、教学と経営が一体となつて、より一層の改革に取り組んでいくことが求められます。

最後になりますが、学校法人基礎調査にご協力いただいた各学校法人の皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回の集計結果を、各学校法人における経営改善・発展に向けた取り組みの参考にしてください。お役立ていただければ幸いです。

表3 運用資産と要積立額

大学法人

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A)【億円】	要積立額 (B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A)【億円】	積立率 (A/B)【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
24年度	539	92,870	121,535	86,729	8,536	13,788	12,482	28,665	76.4
25	543	94,036	125,028	89,935	8,333	14,226	12,534	30,992	75.2
26	544	94,490	126,341	91,370	7,996	14,592	12,383	31,851	74.8
27	548	97,489	131,729	95,467	8,332	15,138	12,792	34,240	74.0
28	548	99,210	136,584	100,209	7,834	15,626	12,915	37,374	72.6

※大学法人…大学を設置している学校法人とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

短期大学法人

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A)【億円】	要積立額 (B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A)【億円】	積立率 (A/B)【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
24年度	113	3,047	4,020	3,322	270	207	221	973	75.8
25	114	3,185	4,083	3,423	233	210	217	898	78.0
26	112	3,187	4,137	3,476	229	218	214	950	77.0
27	109	3,196	4,135	3,462	239	229	206	939	77.3
28	109	3,289	4,293	3,603	239	240	211	1,004	76.6

※短期大学法人…大学法人以外で短期大学を設置している学校法人とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

高等学校法人

区 分	集 計 法人数	運用資産 (A)【億円】	要積立額 (B)【億円】	要積立額内訳【億円】				積立不足額 (B-A)【億円】	積立率 (A/B)【%】
				減価償却 累計額	第2号 基本金	第3号 基本金	退職給与 引当金		
24年度	666	10,762	14,483	12,879	776	336	492	3,721	74.3
25	677	10,849	15,116	13,489	814	325	488	4,267	71.8
26	681	10,695	15,475	13,970	686	321	498	4,780	69.1
27	684	10,948	16,611	15,144	637	319	511	5,662	65.9
28	695	11,231	16,497	15,071	613	312	501	5,266	68.1

※高等学校法人…高等学校を設置している学校法人で、大学・短期大学を設置している学校法人以外とする。

※運用資産…固定資産のうち有価証券と特定資産、流動資産のうち有価証券と現金預金である。

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
Eメール center@shingaku.go.jp
03(3230)7846～7848

平成29年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学事業団では、私学のリーダーが取り組むべき経営改善や教学改革に関する知識を深め、大学・短期大学の魅力向上や経営基盤強化を図ることを目的に、今年度も「私学リーダーズセミナー」を開催しました。

京都で開催した大学編は、大学が主体的に改革を実行することが求められていることを踏まえ、大学の魅力向上に向けて私学のリーダーが果たすべき役割等をテーマに実施しました。今回は定員の約2倍の応募をいただき、76名の理事長・学長等にご参加いただきました。

仙台で2日間にわたり開催した短期大学編は、短期大学の置かれた現状の



私学リーダーズセミナー（大学編・京都）
右から森田京都大学理事、村田文部科学省私学部長、渡邊第一生命ホールディングス株式会社代表取締役会長、河田私学事業団理事長

解説や、短期大学の特色ある取り組み事例の紹介等をテーマに実施しました。参加法人ごとに財務状況の分析等を行う個別法人分析会や、外部有識者による専門家相談も同時に実施し、問題点を認識し解決するためのヒントを得ていただく機会を設けました。



私学リーダーズセミナー（短期大学編・仙台）
個別法人分析会の様子

両会場で実施した意見交換会では、経営・教学の諸課題を共有し、解決策を見いだすために、具体的に活発な意見交換が行われました。また、名刺交換会（懇親会）では、和やかな雰囲気の中、参加者と講師等との交流がさらに深まりました。
セミナー終了後、アンケートにご協力いただきましたので、その一部を紹介いたします。

○大学編

- ・国立と大都市圏という違いはあるが、地方の小規模私大にとってもコンパクトにすれば十分に参考になるフレームワークだと思う。
- ・日本の私大の現状をさまざまな面からデータで示され、自学を位置づけるうえで大いに参考になる。
- ・リーダーの在り方とそのポイント、組織経営の視点等がよくわかった。
- ・一つのテーマでさまざまな角度から聞けてよかった。

○短期大学編

- ・短期大学の方向性にかかる議論の状況についての話が参考になった。
- ・実務に伴う事例が参考になり、勇気をいただいた。

- ・ラーニングコモンズなど新しい施設のコンセプト、機能など、大変参考になった。
- ・学校に戻ってから、いただいたデータを経営陣で情報共有し、検討材料としたい。

本事業団では、大学・短期大学の改善・改革の一助となるよう、次年度も私学リーダーズセミナーを含めさまざまな取り組みを継続してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

【大学編】

日程・場所：平成29年11月10日（金） 京都ガーデンパレス
対象：理事長・理事・学長・副学長
参加：76法人

9:20～	開会挨拶	私学事業団 理事長 河田梯一
9:25～	講演①「京都大学のガバナンス改革と今後の戦略」	山極壽一氏（国立大学法人 京都大学 校長、日本学術会議会長、一般社団法人 国立大学協会 会長）
10:45～	講演②「私立大学の現状」	私学経営情報センター 職員
13:00～	講演③「ガバナンス改革とリーダーの役割」	渡邊光一郎氏（第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役会長、日本経済団体連合会 審議委員会 副議長・教育問題委員長、中央教育審議会 委員）
14:15～	講演④「高等教育政策の展望と課題」	村田善則氏（文部科学省 高等教育局 私学部長）
15:30～	意見交換会（パネルディスカッション）	登壇者 森田正信氏（国立大学法人 京都大学 理事） 渡邊光一郎氏（第一生命ホールディングス株式会社 代表取締役会長） 村田善則氏（文部科学省 高等教育局 私学部長） 河田梯一氏（私学事業団 理事長）
16:30～	名刺交換会（懇親会）	
18:00	閉会挨拶	私学事業団 理事 佐藤直也

（注）肩書きは講演時

【短期大学編】

日程・場所：平成29年11月30日（木）～12月1日（金） 仙台ガーデンパレス
対象：理事長・理事・学長・副学長
参加：20法人

○1日目

10:30～	開会挨拶	私学事業団 理事 吉田和文
10:40～	講演①「私立短期大学の現状」	私学経営情報センター 職員
12:30～	講演②「理事長・学長がおさえる財務諸表のポイント」	〃
13:40～	講演③「高等教育政策の展望と課題」	小野耕志氏（文部科学省 高等教育局 大学振興課 課長補佐）
15:20～	個別法人分析会（60分入れ替え制の経営相談）※専門家相談含む	
17:30～	名刺交換会（懇親会）	

○2日目

9:30～	講演④「北海道武蔵女子短期大学の教育の在り方」	内田和男氏（北海道武蔵女子短期大学 学長） ※講師代理：教授 大塚昇三氏
11:10～	講演⑤「新潟青陵大学短期大学部の教育改革の取り組み」	五十嵐由利子氏（新潟青陵大学短期大学部 副学長）
13:40～	意見交換会	
15:00	閉会挨拶	私学事業団 理事 佐藤直也

（注）肩書きは講演時

事業団資金で明日を拓く

✿事業団融資をご利用いただいた学校紹介✿

学校法人 若山学園

対象校 桜の詩保育園

所在地 東京都 世田谷区

対象事業 園舎新設

応対者 理事長 若山清和氏

若山学園は1971年、埼玉県北本市の自然あふれる環境のなか、北本市で第一号の学校法人である「きた幼稚園」の開園を契機に学校法人の運営を始められました。2011年には創立40周年を迎え「緑の詩保育園」を併設し、0〜6歳までを預かる総合施設となり、昨年4月、世田谷区では初の学校法人による認可保育園「桜の詩保育園」を開園されました。

今回は、事業団融資の対象となった「桜の詩保育園」について、同学園の若山理事長にお話を伺いました。

― この時期に保育園を新設されたきっかけについて教えてください。

地方では、少子化の影響で子どもが減り、幼稚園や保育園を運営することになり、やりがいや魅力が感じられなくなっています。そのため、後継者が減っており、このタイミングで魅力的な学校法人を残すことは、とても大事なこ

とど考えました。

そこで、法人の運営基盤を強化するため、また、幼稚園の運営で培ったノウハウを発揮する場所を求めて、より保育需要が高い都心での開園に踏み切りました。



「桜の詩保育園」の園舎

― 都心に開園するに当たって、努力されたことなどありますか。

開園するからには、その土地に根を下ろす覚悟でやりたい。また、卒園後も、子どもたちの心に残り続ける保育園にしたいという思いがありました。そのためには10年や20年限りの借地ではなく土地を所有するしかありませ

んでしたが、都心で適当な土地を見つけることはとても難しいことでした。

そんな折、世田谷区に長年続く自動車工場のオーナーが土地の売却を考えており、単に住宅にしてしまうのではなく、お世話になった近隣の人たちに貢献したいという思いから「保育園に売りたい」ということになり、この土地を購入することができました。

― 新園舎の特長を教えてください。

住宅地の一角にある限られた敷地のなかでも、子どもたちが自然に触れ、自由に遊び回ることができるような園舎になるように心掛けました。

都心では園庭のない保育園が多くなっていますが、自然を感じることができるよう園庭を確保し、それを囲むように園舎を配置して、園庭との一体感を持たせました。また、子どもたちの手に触れる床や壁にはできるだけ

木を使うなど、子どもたちが感性豊かに育つような環境を作りました。

保育室については、効率的に利用することができるよう間仕切りを開放することで、一つの大きな空間として、さまざまな保育やイベントなどに対応できるように工夫もしています。

― 今後の展望を教えてください。

今年、世田谷区でもう一つ保育園の開園を予定しています。

今後、保育園と幼稚園の双方を運営する学校法人として、子どもたちをお預かりするだけではなく、「教育」の分野でのノウハウを生かして、保育目標である「健康で元気に活動することも」「友達と仲良く遊べることも」「自分で考えて行動することも」を育てていきたいと考えています。

― 事業団融資を利用された理由について教えてください。

事業団の融資は、民間の金融機関に比べ、低金利のうえ固定金利なので、安心して利用することができるところから選びました。

✿取材後記✿

幼児期に過ごした環境は、人の心を形作るうえで、とても大切なものです。都心にありながら、できる限り自然に触れることができる環境をつくり、子どもたちを感性豊かに育てたいという気持ちが伝わる、ぬくもりと優しさを感じる園舎でした。

【取材 企画室】

学校法人 海星女子学院
対象校 神戸海星女子学院

マリア幼稚園

所在地 兵庫県 西宮市

対象事業 園舎鉄筋増築

応対者 園長 澤井 育子 氏

阪急神戸線夙川駅で下車し、徒歩で13分ほど、閑静な住宅街の中の緩やかな坂を上ると、神戸海星女子学院マリア幼稚園が見えてきます。

坂の上からは芦屋、西宮、宝塚の町の様子や、六甲山などの緑豊かな自然が一望できます。同幼稚園では、この眺望や周囲の自然を活かし、子どもたちの豊かな感性を育む教育を行っています。



園舎2階からの眺望

また、子どもを「大切な一人の人」として、一人ひとりの自発性を尊重し

ながら個々の成長を見守るモンテッソーリ教育も行っています。

同幼稚園は1949年に夙川カトリック教会内に創立され、1951年に学校法人海星女子学院を設立、翌年に認可幼稚園となりました。学校法人としては同幼稚園のほかに、大学から小学校までを設置しています。

今回は、事業団融資の対象となった新園舎について、同幼稚園の澤井園長にお話を伺いました。

— 新園舎建築の経緯について教えてください。

今回、園舎を建て替えた大きな理由は、施設と設備の老朽化です。特に設備面においては、電源設備の容量が少なく、すぐにブレーカーが落ちてしまうことや、排水管は60年前のもののため、木の根が入り込んで、詰まってしまうことがたびたびありました。そのため、安全面も考慮し、園舎を建て替えることになりました。また、耐震の観点からも、建て替えの必要性があり、新園舎建築を決めました。

建築に当たっては、理事長、事務局長、事務長、幼稚園教諭4名、工務店の方などで構成された建築委員会を立ち上げ、意見を募りました。

— 新園舎で工夫された点を教えてください。

園で実施しているモンテッソーリ教

育を踏まえ、子どもたちが主体となり、自分で考えて行動できるような工夫を凝らした園舎にしました。

大きなところの工夫としては、卵型の園庭に沿って、2階建ての園舎をアーチ型に配置し、行き止まりのない自由な回遊動線にしたことです。これにより、走り回ることができる場所や心を落ち着かせる場所、風が通る場所や陽の当たる場所など、さまざまなスペースが生まれ、子どもたちが好きな居場所を選ぶことができるようになりました。



丸みのある園舎と園庭

細かなところの工夫では、子どもたちが大好きな隙間などの人目につきにくい狭い場所を設けました。そのような場所でも子どもたちが自分で判断して動き、さまざまな遊びができるよう

に作りました。そのため、ポイントに教諭を配置して子どもたちに気を配るなど、安全面への配慮は欠かさず行っています。



隙間で遊ぶ園児たち

また、園舎の1階に、同一のデザインではない水飲み場を3か所設けました。異なる作りをすることで、日常的に使用する場所でも、子どもたちが新しい遊びを考え、行動できるよう工夫しました。水飲み場の上部には雨どいが設置されており、雨水が2階から1階へ流れるしくみになっています。どの水飲み場も、子どもたちにとって格好の遊び場となっており、雨の日は、雨水が流れる様子を眺めたり触ったりして、感覚を楽しんでいます。お天気のいい日には、この中でおかあさんごっこをしたりして遊んで楽しんでいます。



園児たちの遊び場となっている水飲み場

― 工事前後の周囲からの反響はいかがでしたか。

保育をしながらの工事となったため新園舎を建築しながら、順次旧園舎を取り壊しました。最初は保護者の方々が園児への影響を心配されていました。しかし、安全面をしっかりと伝えるなど、保護者の方々の不安をできるだけ解消しながら工事を進めていったため、竣工後は新園舎完成を非常に喜んでいただけました。



重機体験の様子

また、工事は子どもたちにとって貴重な経験として捉え、園児全員が重機に乗る体験をしたり、コンクリートの打設といった工事の様子を見せるようにしていました。今回の新園舎建築

は、子どもたちにとっても良い経験になったのではないかと感じています。

― 事業団の融資をご利用いただいた理由を教えてください。

事業団の融資については、「月報私学」などの刊行物、パンフレット類を拝見していたため、以前から知っていました。低金利かつ借入期間が20年という長期の固定金利であったため、今回の新園舎建築に当たり利用させていただきました。

❖ 取材後記 ❖

実際に園舎を見学させていただいた際、園児たちが壁の隙間でベットボトルキャップを使い、独自の遊びをしている場面を目にしました。

数々の工夫を施した園舎が、園児たちの創造力を刺激し、新しいものを生み出す役割を果たしているのを感じました。

ご多用のところ対応してくださった澤井園長をはじめ関係者の方々には、大変感謝申し上げます。

今後も、神戸海星女子学院マリア幼稚園ならびに海星女子学院がさらに発展されることを祈念いたします。

【取材 企画室】



就任のあいさつ

理事 谷地 明弘

このたび1月1日付けで、日本私立学校振興・共済事業団の経営情報・助成担当理事を拝命いたしました。本事業団は、平成10年に、旧日本私学振興財団と旧私立学校教職員共済組合が統合して、本年度で満20年となります。こうした節目の年に重責を担うこととなりました。はなはだ微力ではございますが、私立学校の振興のため全力をつくす所存でございます。皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私が担当いたします経常費補助金の交付事業と、経営相談・情報提供事業は、現在大きなターニングポイントにあるように思います。大学改革に関するさまざまな答申や提言が、数多く出されています。「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針）では、大学教育の質の向上を図るため、教育成果に基づく私学助成の配分見直し、大学教育の質や成果の「見える化」、情報公開等を推進し、知の基盤強化を図る必要があるとしています。また、経営困難な大学等の円滑な撤退や事業承

継が可能となる枠組みの整備に向けた検討の必要性も言われています。今後は、本事業団が交付しています経常費補助金において、教育の成果指標を導入した配分の見直し、補助効果の検証が求められることとなります。また、経営相談・情報提供業務の質を向上させなければなりません。併せて、少子化の進展の影響で経営が厳しくなっている私立大学等が増えている状況では、学生保護のセーフティネットの構築も必要になるかと思っています。

もうすぐ「平成」という一つの時代が終わわり、新しい時代を迎えることとなります。「昭和」の時代は、18歳人口も増え、私立大学の数も増加し、拡大発展の時代でした。「平成」に入り、私立学校を取り巻く環境が大きく変化し、私立学校にとって多難な時代を迎えています。しかし、いかなる時代になろうとも、教育の重要性は変わることはありません。私学の皆様を支援する組織の一員として尽力して参りたいと思いますので、重ねてご支援を賜りますようお願い申し上げます。

任意継続加入者制度のご案内

業務部 資格課・掛金課

退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつて、かつ75歳未満の人は、2年を限度として任意継続加入者となることができます。

◆利用できる事業

短期給付事業 ただし、在職中から継続して傷病手当金・出産手当金の要件（喪失後の給付）に該当している場合を除き、休業給付は請求できません。
福祉事業 ただし、貸付けと積立貯金は利用できません。

◆加入の要件

「退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であつた者」

次の場合は、申し込めません。

- ・4月1日に採用し翌年3月31日に退職した場合

- ・退職前1年以内に任意継続加入者であつた場合

- ・退職時に75歳以上である場合

◆加入できる期間

「退職日の翌日から最長2年間で満了」

ただし、75歳の誕生日からは後期高齢者医療制度の対象となるため、2年の満了前でも自動的に資格喪失します。

◆加入の申し出手続き

退職の日から20日以内に、学校法人等を通して「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出してください。任意継続加入者の申し出は、3月の「事

前受付」（本誌10頁参照）の対象となりますので、ぜひ利用してください。

医療保険制度では、被保険者（本人）として加入する場合、その健康保険等が優先されます。任意継続加入者の申し出後に、他の健康保険等の被扶養者になる、又は国民健康保険に加入することを希望しても、任意継続加入者制度が優先されるため、任意継続加入者の申し出を取り下げることができません。この場合、任意継続加入者の資格喪失の手続きが必要になりますので、注意してください。

なお、国民健康保険の保険料と任意継続掛金を比較する場合、離職の理由（解雇・雇い止め等）や前年度所得が一定額以下の場合には、国民健康保険料が軽減されることがあります。詳細は市区町村等の窓口にお問い合わせください。

◆加入者証等の送付

任意継続加入者の資格取得処理後、加入者の住所宛てに「任意継続加入者証」（被扶養者には「任意継続加入者被扶養者証」と、「任意継続掛金納付通知書」及び「任意継続加入者のしお

り」等を送付します。在職中に使用していた「加入者証」、「加入者被扶養者証」及び私学事業団が交付した「認定証」や「受給者証」等は必ず学校法人等を通して返納してください。

◆任意継続期間中の掛金

任意継続期間中は、任意継続掛金（40歳以上65歳未満は介護分掛金を含みます）を全額自己負担します。

掛金額は、退職時の標準報酬月額又は標準報酬月額の上限額（平成30年4月以降38万円）のうちいずれか低い額を基に算出されます。

納付方法は、毎月納付、半期ごと又は年度末までの一括納付、口座振替（毎月納付）があり、一括納付は一定の割り引きが受けられます（前納割引制度）。

掛金は、加入者証等と一緒に送付する納付通知書により払い込んでください。

口座振替を選択した場合、加入者証等の送付時に「口座振替依頼書・自動払込利用申込書（3枚組）」を同封しますので別途手続きしてください。

口座振替の開始月は、手続き完了後に送付する「任意継続掛金口座振替開始について（連絡）」に記載してありますので、それまでは、納付通知書により納付してください。

納付期限までに掛金の払い込みがない場合は、任意継続加入者の資格を喪失します。一度も納付がない場合は、資格取得時に遡って取り消します。こ

の間にかった医療費等は全額返還していただくこととなりますので注意してください。

なお、任意継続加入者の資格取得月と同月内に75歳に達したときや、同月内に就職して他の健康保険に加入し、月の途中で任意継続の資格を喪失しても、その月の掛金は納付しなければなりません。

◆脱退（資格喪失）の手続き

任意継続加入期間が2年満了したときや、75歳に到達したときは、自動的に資格喪失します。

2年満了前に、国民健康保険（医師会国保などの国民健康保険組合も含みます）への加入や、健康保険等の被扶養者になることを希望するときは、切り替えたい月の前月末まで（例 30年4月1日に切り替えたい場合は3月末まで）に「任意継続加入者資格喪失申出書」を提出（切り替えたい月の前月分までの掛金納付を忘れずに）してください。また、健康保険（私学共済を含みます）のある職場に再就職したときや、加入者が死亡したときも「任意継続加入者資格喪失申出書」の提出が必要です。

任意継続の資格を喪失したときは、「任意継続加入者証」「任意継続加入者被扶養者証」及び継続期間中に本事業団が交付した「認定証」や「受給者証」等は必ず返納してください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

3月1日（木）受け付け開始

業務部 資格課

毎年4月は、3月31日付けの退職や4月1日付けの採用による報告が集中します。加入者証等ができるだけ早く皆さんのお手元にお届けするため、私学事業団では、3月1日（木）から各種報告の「事前受付」を開始します。ぜひご利用ください。

事前受付の対象となる報告

対象となる報告書等	事由発生日
資格取得報告書（短時間労働加入者用も含む） ・新規資格取得 ・継続資格取得 ・再資格取得※1 所属学校等変更報告書 被扶養者認定申請書※2	4月1日 資格取得 所属学校変更 被扶養者認定※2
資格喪失報告書 任意継続加入者申出用資格喪失報告書	3月31日 退職

※1 任意継続の満了前の再資格取得は対象外です。
※2 資格取得と同時申請の場合に限ります。

提出上の注意

- ① 資格取得報告書及び被扶養者認定申請書にはマイナンバーの記入が必要です。記入漏れのないよう注意してください。
- ただし、マイナンバーの確認書類は添付しないでください。
- ② 提出書類は、記入漏れや誤りのないよう注意してください。
- 特に学校記号番号に誤りがあると、別の学校法人等の加入者として処理されてしまう恐れがあります。教職員の個人情報（氏名、報酬月額、住所等）が、別の学校法人等に通知されることを防止するためにも、十分に注意して記入してください。
- ③ 「資格取得報告書」を作成する際は、資格を取得する人の私学共済制度の加入履歴を確認し、「新規資格取得」「継続資格取得」「再資格取得」のいずれかを○で囲んでください。
- ④ 「資格取得報告書」の基礎年金番号

欄は、必ず資格を取得する人に確認してから正確に記入し、基礎年金番号を確認した書類の写しを添付してください（日本国内に居住している20歳以上の人は、基礎年金番号が付番されています）。

- なお、基礎年金番号がない場合には、必ずその理由も記入してください。
- ⑤ 書類不備により返送等された場合は、資格取得の確認が遅れ、加入者証の交付が遅くなります。

- ⑥ 継続資格取得者の資格取得の処理は、前任校の資格喪失が確認されるまで保留となります。

前任校の資格喪失が確認でき次第、加入者証等を交付します。

- ⑦ 継続資格取得の加入者に、前任校ですでに認定された被扶養者がいるときは、自動的に被扶養者として認定し加入者被扶養者証を交付します。ただし、「被扶養者認定申請書」の提出は不要です。

- ⑧ 任意継続加入者が、2年間の期間満了前に再資格取得するときは、事前受付の対象外です。
- ただし、2年間の期間満了日より後の再資格取得は受け付けます。

報告内容の訂正

- ① 事前受付の報告書の内容に誤りがあったときは、必ず該当する訂正申出書により手続きをしてください。
- なお、訂正の処理は4月1日以後に

行います。

- ② 「任意継続加入者申出用資格喪失報告書」を提出した後に再就職が決定し、資格喪失日（退職日の翌日）から他の健康保険又は共済組合等に本人として加入した場合は、任意継続の「取下げ申出書」が必要となります（用紙は本事業団へ請求してください）。

加入者証等の取り扱い

- ① 加入者証等は、3月中に学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者にお渡しください。事由発生日前の加入者証等を医療機関等に提示した場合、不正使用の扱いとなります。

- ② 3月31日退職者は、退職日までは加入者証等を使用して保険診療を受けることができます。加入者証等は退職後直ちに回収し、返納してください。

- ③ 「資格取得報告書」と「被扶養者認定申請書」を同時に提出した場合でも、被扶養者の認定処理に時間がかかり、加入者本人の加入者証のみが先に送付される場合がありますので、ご了承ください。

- ④ 報告内容の訂正をした場合は、訂正処理後に正しい内容の加入者証等を送付しますので、訂正前の加入者証等は返納してください。
- なお、正しい内容の加入者証等の発送は4月1日以後となります。

私学共済制度の加入者資格

業務部 資格課

私学共済制度の加入者資格に関して、照会の多い点、誤解の多い点など、留意していただきたいポイントを紹介します。加入者の要件について、詳しくは「平成29年版 事務の手引」の22～38頁又は私学共済ホームページを参照してください。

Q 個人の意思等で加入するかどうかを決めることはできますか？

A 私学共済制度の加入者資格は法律で定められたものであり、一定の加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります（強制加入）。このため、加入者資格を満たす場合は、個人の意思等で加入しなかったり、途中でやめたり、短期給付や年金等給付のどちらか一方のみを選択して加入することはできません。

Q 非常勤、パート等で採用した者について、加入者としてなくていいのでしょうか？

A 私学共済法上の「教職員等」とは、「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの（私学共済法第14条）」とされており、採用形態や職種、職名等で区別されていません。正規雇用でない「非常勤」、「パート」、「アルバイト」等の採用であつても、加入者資格を満たすときは、必ず加入することになります。

Q 法人職員や収益事業部門に所属している職員、学校法人が設置する保育所の職員は加入者としてなくていいのでしょうか？

A 前述のとおり、私学共済法上の「教職員等」とは「学校法人等に使用される者で学校法人等から報酬を受けるもの」とされています。学校法人等内のどの部門に配属されているかによって、加入者資格の有無を区別するものではありません。

Q 学校法人等の代表者、理事、個人立幼稚園の設置者はどうなりますか？

A 当該役職者は、報酬を支給する立場にある人ですが、その地位にあるからといって私学共済法上の「教職員等」から除外されることはありません。

Q 外国人の教職員を採用した場合はどうなりますか？

A 国籍による加入の制限はありません。

Q 国等の補助が人件費の財源となっている場合はどうなりますか？

A 当該補助を一旦学校法人等で受け、学校法人等から報酬が支給されている場合は、私学共済法上「学校法人等から報酬を受ける」に該当します。

Q 加入者が休職する場合、加入者資格は喪失することになりますか？

A 産前産後休業や育児休業・介護休業を取得するときは、学校法人等からの報酬を受けなくても加入者資格が認められます。

また、公務員の場合における休職の事由に相当し公務員と同等の休職の取

マイナンバー制度における 情報連携の開始予定時期 〔年金等給付事業〕

企画室

私学事業団の年金等給付事業における、マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムを利用した情報提供及び情報照会については、日本年金機構の稼働時期に合わせることでしていましたが、次のとおり開始する予定となりましたのでお知らせします。

◆情報提供（平成30年3月から開始予定）

本事業団は、行政機関や市区町村等から年金支給状況等の情報提供を求められた場合は、番号法（※）第22条に基づき、法に定められた情報を提供する義務があります。

り扱いを受けるとき（その取り扱いの期間中、学校法人等から報酬を受ける場合に限り）については、次のとおりとなります。

報酬の全部又は一部が支給されない場合であっても、実態として当該学校法人等との間に常用的な使用関係が認められるときは、学校法人等から報酬を受けるものとみなし、加入者資格を維持します。ただし、この休職期間中は、公務員の場合における休職の取り扱いを勘案して、実態として当該学校法人等との間の常用的な使用関係が終了したものと認められるときは、加入者資格を喪失します。

◆情報照会（平成31年1月から開始予定）

本事業団は、番号法第19条に基づき、行政機関や市区町村等が保有する特定個人情報等を年金請求等の審査に利用することができま

す。情報照会が開始されると、本事業団への年金請求又は各種届け出時の添付書類の一部を省略することができま

す。ただし、事務処理の適正を期す観点から、試行運用期間が設けられる予定です。試行運用期間中は、従来どおり添付書類を提出していただきますので、注意してください。

なお、試行運用期間終了後に省略できようになる添付書類については、決まり次第お知らせします。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者が退職したり、被扶養者が就職するなど、左記の事由に該当した場合は、無効となった加入者証及び加入者被扶養者証を私学事業団に必ず返納してください。

本事業団では、加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。

無効となった加入者証等を使用して保険診療を受けると、後日、医療費返還等の問題が生じることになりますので注意してください。

「加入者証等を返納する主な事由」

- ① 加入者が退職（資格喪失）したとき
（継続資格取得した場合も含みます）
 - ② 所属学校を変更したとき
 - ③ 氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき
 - ④ 被扶養者の取り消しをしたとき
 - ⑤ 後期高齢者医療制度に該当した場合・75歳になったとき
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

なお、紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納

不能届書」（私学共済ホームページ）様式用紙等のダウンロード）からダウンロードできます）を本事業団に提出してください。

※加入者証等の返納（又は返納不能届）が一定期間確認できない場合は、該当の学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

紛失等により加入者証や加入者被扶養者証の再交付を依頼する場合は所定の「加入者証・加入者被扶養者証・高齢受給者証再交付申請書」を使用し、学校法人等から本事業団に申請してください（この場合は、加入者証等返納不能届書の提出は必要ありません）。

「任意継続加入者にかかる加入者証等の返納」

任意継続加入者期間が終了したときや、上記③～⑤に該当したときなど、無効となった任意継続加入者証（被扶養者の分も含みます）は必ず返納するよう、退職時にご指導ください。

平成28年熊本地震で被災した方へ
災害見舞金等の請求はお済みですか
業務部 短期給付課

平成28年熊本地震により被災したときの災害見舞金等の請求期限は、時効により、**30年4月16日まで**（私学事業団必着）となります。

まだ給付金を請求していない加入者がある場合は、時効によって受給権が消滅しますので、急いで請求手続きをしてください。

添付書類等がそろわないなど、請求が遅れている事情があるときは、請求期限が到来する前に短期給付課に相談してください。

- 「被災した方への主な短期給付金」
- ・非常災害により住居又は家財が1/3以上損失・滅失したとき
 - ↓災害見舞金+付加金を支給
 - ・非常災害により住居又は家財が1/5以上1/3未満
損失・滅失したとき
 - ↓災害見舞金+付加金を支給

- ↓災害見舞金+付加金を支給
- ・非常災害により加入者が死亡したとき
- ↓弔慰金（遺族がいる場合のみ）と埋葬料+付加金を支給

- ・非常災害により被扶養者が死亡したとき
- ↓家族弔慰金と家族埋葬料+付加金を支給

貸付金にかかる退職時の
退職手当等からの控除

福祉部 貸付課

借受人が退職し、加入者資格を喪失した場合は、即時償還となり、未償還金全額を償還しなければなりません。学校法人等は、退職手当等から未償還金を控除し、不足分は加入者から受領して私学事業団に払い込んでください。

退職手当等の控除を行わず債務不履行になった場合は、学校法人等に対して貸付けの制限をすることもありますので、注意してください。

「資格喪失の確認後に即時償還をする場合の取り扱い」

学校法人等から提出された「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると、自動的に即時償還の扱いとなり、即時償還通知を行います。

①最終の定期償還

原則、退職直後の定期償還が発生することになります（事前受付による資格喪失を除きます）。

②償還期限日（払込期限）

即時償還通知書の交付日から60日後が償還期限日となります。

③即時償還の額

最終定期償還後の元金残額と払込日までの経過利息の合計額です。

払込日が異なる複数枚の払込取扱票を送付しますので、**払込日に応じた一枚**を使用して払い込んでください。

特定健康診査（事業主健診等）の結果データの 提出期限と特定保健指導の利用のお願い

— 定期健康診断終了後は、速やかに結果データをご提出ください —

福祉部 保健課

平成29年度 特定健康診査結果の提出期限

29年度の特定健康診査結果データ（29年4月1日～30年3月31日受診分）の最終提出期限は、**30年5月31日**となります。

提出期限前は提出が集中するため、結果通知（健康情報冊子「QUPiO（クピオ）」）の発送に時間がかかります。提出期限にかかわらず、定期健康診断終了後の速やかな提出にご協力をお願いします。

また、健診結果データが最終提出期限までに到着しなかった場合は、当該年度の結果通知（健康情報冊子「QUPiO（クピオ）」）や「特定保健指導利用券」の送付ができませんのでご了承ください。

※学校法人等からの特定健診に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令（平成19年第157号）第14条に基づきます。

平成29年度特定保健指導 利用券の有効期限

29年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**30年7月31日**です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導利用期間中に退職等により加入者資格を喪失した場合は、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります（ただし、任意継続加入者になる人は、継続して特定保健指導が受けられます）。

資格喪失後も保健指導の継続を希望する場合、資格喪失後に発生した保健指導費用は自己負担となりますので注意してください。

特定保健指導を利用しやすい 環境作りにご協力ください

特定保健指導については、全国の特定の医療機関等と集合契約をしており、利用にあたってはご自身で手続き

をお願いしています。しかし、集合契約医療機関等の多くは休日が休診日となるため、勤務との兼ね合いから特定保健指導を利用することが難しい状況となっています。

こうしたことから、私学事業団では対象者の利便性を図るため「学校訪問型保健指導」を実施しています。

この学校訪問型保健指導は、授業の合間等の空き時間に利用できるため、毎年利用している学校法人等から大変ご好評をいただいています。

日頃多忙な教職員の健康管理の一環として、ぜひ利用を検討してください。

なお、希望する学校法人等は、保健課、共済業務課又は委託先である次の保健指導機関へ直接連絡してください。

●SOMPOリスケアマネジメント(株)

問い合わせ先

☎03（5209）8553

担当 橋本、松村

受付時間（平日）10時～12時

14時～17時

被扶養者の特定健康診査の 受診勧奨

被扶養者の特定健康診査の受診券は、学校法人等を通して加入者に配付しています。

28年度の特定健康診査の実績では、受診券を使用した被扶養者は2万8000人ほどで、特定健康診査対象者の

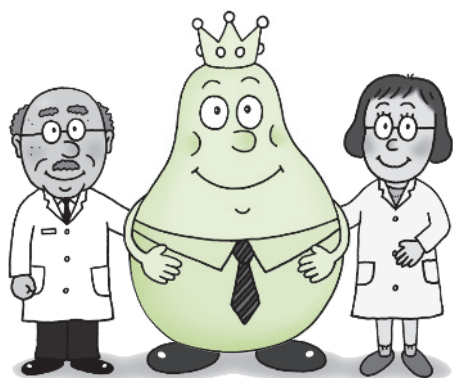
約28・7%という低い割合にとどまっています。これは、本事業団の被扶養者に限らず、各医療保険者共通の課題となっています。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに特化した健診で検査項目も限られていることが影響しているようですが、生活習慣による病気のリスクを発見し、予防に役立てることのできる健診です。ぜひ、配付された受診券を活用して、健康管理にお役立てください。

29年度実績から、厚生労働省が全保険者の実施率を公表することになっていきます。

学校法人等においても、加入者のみならず被扶養者の受診勧奨にもご協力をお願いします。

なお、29年度分の特定健診受診券の有効期限は、**30年3月31日**までとなっています。





共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

任意継続加入者への 掛金納付通知書等の送付

- 平成30年3月中に任意継続加入期間が満了する人
 3月上旬に、「任意継続加入期間満了のお知らせ」と
 国民健康保険等へ加入する際に必要となる「資格証明書」
 を任意継続加入者の住所宛てに送付します。
- 30年4月以降引き続き任意継続加入期間のある人
 金融機関で払い込みをしている場合、3月上旬に30年
 度分の「任意継続掛金納付通知書」を任意継続加入者の
 住所宛てに送付します（口座振替で払い込みをしている
 場合は送付しません）。
- 30年度中に満75歳になり、後期高齢者医療制度の
 対象となる人

75歳の誕生日（資格喪失日）の属する月の前月分まで
 の「任意継続掛金納付通知書」を送付します。75歳の誕
 生月以降は、広域連合に後期高齢者医療制度の保険料を
 納付することになります。

なお、誕生月の前月に事前連絡書及び75歳未満の被扶
 養者が国民健康保険等に加入する際に必要となる「資格
 証明書」を任意継続加入者の住所宛てに送付します（「資
 格証明書」は、被扶養者の有無にかかわらず、すべての
 人に送付します）。【業務部 資格課・掛金課】

口座送金・口座振替にご協力ください

払出証書で給付金等を受け取っている学校法人等は、
 給付金等の受け取りを確実にするため、「短期給付金・
 貸付金・積立貯金受取金融機関口座等申出書」により、
 金融機関の預金口座への送金に変更をお願いします。

また、掛金等及び貸付償還金を払込通知票（納付通知
 書）により納付している学校法人等は、「預金口座振替
 依頼書・自動払込利用申込書」により、指定口座からの
 自動引き落としができる便利な預金口座振替を利用し
 てください。

これにより、学校法人等の換金・納付の事務負担が軽
 減されますのでご協力をお願いします。手続き用紙は、
 私学共済ホームページ〔様式用紙等のダウンロード〕か
 らダウンロードするか、又は電話等で私学事業団まで請
 求してください。【財務部 経理第二課】

加入者向広報「レター」3月号等の発送

加入者向広報「レター」3月号等を3月上旬に学校法
 人等宛てに順次発送します。送付部数は1月末現在の加
 入者数です（後期高齢者医療制度の被保険者となった人
 を含みます）。詳しくは送付状を確認してください。

到着しましたら、加入者への配付をお願いします。不
 足の場合は広報班まで連絡してください。

【広報相談センター 広報班】

「私学共済ホームページ」事務担当者用 ページのパスワードを3月から変更します

私学共済ホームページに設置している、事務担当者用
 ページのログインパスワードを3月1日から変更しま
 す。

※ユーザー名の変更はありません。

【広報相談センター 広報班】

2 月の共済業務スケジュール

2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 1月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(火)	貯金 送金
22日(木)	貸付 送金
23日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(水)	掛金等 1月分納期限 掛金等 1月分掛金等口座振替（自振校のみ） 貸付 3月22日送金申し込み締め切り 貸付 2月分定期償還口座振替（自振校のみ）

3 月の共済業務スケジュール

1日(木)	資格 事前受付開始
2日(金)	貸付 送金
6日(火)	貸付 2月分定期償還期限
9日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(木)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京 都 白 河 院

〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町16 ☎075(761)0201
 (JR「京都」駅・阪急「河原町」駅・京阪「三条」駅、それぞれからバス⑤番「国際会館駅・岩倉」行きで「岡崎法勝寺町」下車、すぐ前)



清水寺 成就院

宿泊プラン

1泊2食(2名1室/1名様)
 本格的京会席コース 12,900円 14,000円 15,200円

取扱期間: 通年(年末年始を除きます)
 ※夕食は3種類の中からお選びいただけます。

第52回「京の冬の旅」(京都市観光協会主催)
 非公開文化財特別公開開催中です
 【開催期間】平成30年1月6日(土)～3月18日(日)



白河院ロビー

鎌 倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
 (江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分)



料理(イメージ)

古都・鎌倉プラン

ビュースポットが点在する鎌倉を散策していただくのに最適なプランです。

1泊2食
 (2～4名1室/1名様) 9,300円
 (1名1室/1名様) 10,800円

取扱期間: 通年(年末年始、特定日を除きます)



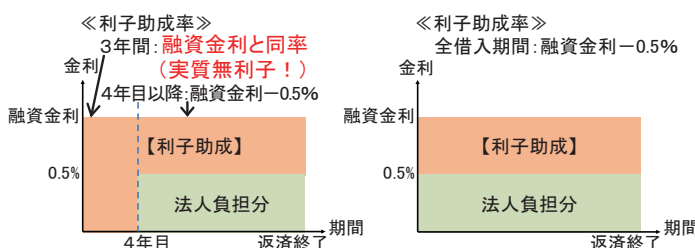
鎌倉の大仏

融資事業のご案内

校舎や園舎、体育館など耐震化はお済みですか？

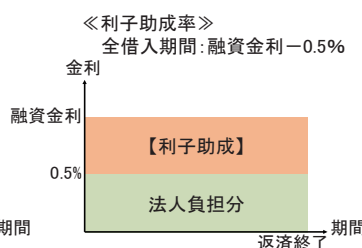
校舎・園舎などの耐震化(耐震改築・耐震改修)に私学事業団の融資をご利用いただくと、要件を満たした場合、**国の利子助成**が受けられます。利子助成は二つのパターンがあります。

パターン①



※事業を行う学校の種類や事業内容により、利子助成の対象になるか、またどちらのパターンになるかが決まります。
 ※融資金利が0.5%以下の場合、パターン①の4年目以降、パターン②の全借入期間の利子助成は行われません。

パターン②



そのほか耐震化以外の校舎、園舎などの建築や土地の購入、機器備品の購入なども融資の対象となります。施設設備の整備計画の際にぜひ事業団資金の活用をご検討ください。

■ 主な事業と融資金利(平成30年2月1日現在)

主な事業内容	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎などの建築・用地取得	年%	年%	年%
校(園)舎などの建築・用地取得	0.60	0.31	0.41
寄宿舎やセミナーハウスなどの建築・用地取得	0.70	0.41	—
園バスや備品などの購入	—	0.31	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31

※金利は毎月見直しています。なお、契約時の金利が償還完了までの固定金利となります。

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
http://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

耐震化をお考えの際はまずはご相談ください！

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp